

## 『第4次摂津市総合計画基本構想（案）』に対する反対討論

2010. 11. 30

日本共産党市会議員団を代表して、議案第58号、第4次摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件に対する反対討論を行います。

今回は15年ぶりの改定であります。基本構想序論の計画策定の背景となる時代潮流の項で述べているように、「景気や雇用情勢の先行きは不透明、深刻化している雇用不安の解消や格差対策が求められている」ことや、少子高齢化、環境共生、安全・安心、情報通信技術の発展、グローバル化、地方分権など、取り巻く状況は大きく変化を遂げています。特に地方分権の問題では、国民の期待を大きく裏切り、迷走している民主党政権のもとで、今日の各分野を深刻な事態に追いやり、地方の疲弊をもたらしている「構造改革路線」に根本的な反省もせず、「国の責任放棄、市町村への責任転嫁、公的事務の民営化」路線をおし進めようとしています。これに自治体として追随するのではなく、「基礎的自治体としての団体自治」と「住民自治」を貫くことを最初に申し上げ、以下、個別問題について意見を述べます。

第1に、今年度から5年の期間で進めようとしている第4次行財政改革実施計画で、市民にとって、いっそう使い勝手の悪い方向をつくってしまえば、10年後、住みやすいまちづくりはできないという点です。

以前にも指摘しましたが、協働というキーワードで、これから摂津の将来を市民とともに作り出していこうという方向で議論している時に、この第4次行革実施計画に対するパブリックコメントにおいて、まともに市民のみなさんからご意見を聞こうする姿勢に立っていない経過や、まちづくり市民会議や総合計画審議会にも、きちんと報告をし、ご意見を聞くこともしなかったことは、最初から、協働に対する本市の姿勢が問われているのではないのでしょうか。ましてや、行政側は内部の改革だからという認識がもしれないが、第4次行革の内容は、この間の良い面の変化さえも台無しにし、新たな市民負担を増やし、市民サービスを切り捨てることとなります。本来の行革は「市民にとって使い勝手の良い方向に改善することであり、市民の暮らしをまもるために行うもので、しっかり本市として役割を果たすべきではないのでしょうか。改めて第4次行財政改革は白紙にもどし、市民的議論を行うことを求めます。

第2に、今回の策定過程と協働という問題についてです。

まず策定過程における市民参加の問題です。今回はご承知のように、前回とは違って、5000人に対する基本的な市民意識調査をはじめ、転入転出者3400人に対する調査、中学2年生に対するアンケートなど実施され、市民22名による「まちづくり市民会議」での作業など、策定過程における市民参加という点では一定改善されたところがあります。アンケートなどの結果や、まちづくり市民会議でのご意見や摂津の将来に向けた市民の想いを全て受け止め実施に向けて最大の努力を行うべきです。また、この間係わった方々からの意見として、「小さいまちだからこそその良さ、特性を活かして市民誰もが住みやすいまちづくりの方向性を追求することが大事であり、そのためのシステム、体制をきちんととるべきだ」「庁内で検討されて構想や計画の中味が出されてきたが、各課の受け止め方に大きなアンバランスを感じた」などが寄せられたことを申し上げておきます。

協働の問題では、委員会でも様々な角度から議論が交わされたが、これからきちんとその体制や具体的な作業から、発展方向が見いだされてくるかと思いますが。本来、行政が責任をもって実行すべき分野を、行政が決めた範囲の中で、市民と事業所に補完してもらうんだということにならないように、常に検証し、確認することが重要です。またこれと少し関連しますが、自助、共助、公助の考え方は、基本構想で位置づけている「協働」とは相いれないということも申し上げおきます。そのうえで、以前から提案しています「小学校区ごとのまちづくり委員会」的な体制についても再度検討されるように求めておきます。

第3に、基本構想と一体のものである基本計画の記述に係わって修正を求めたい点についてです。

1つは基本構想第3章、第4節の「暮らしにやさしく、笑顔あふれるまち」の中で、政策「誰もが安心して生き生き暮らすことができるまちにします」に関連して、施策「自立に向けて生活困窮者を支援するまちにします」という記述についてです。今、雇用不安が拡大する中で、生活支援課において本市だけではないと感じていますが、自立支援ということで就労が強制される事態が生まれています。また障害者自立支援法においても、自立という名で、逆に自立できなくしている事態もあるように、わざわざ、施策の名称に「自立」を使うということは、こうした実態を容認する立場に立つことになる訳で、この「自

立に向けて」という記述は止めるべきです。

2 つめに、基本構想第 3 章、第 3 節、「みどりうるおう環境を大切にすめるまち」の中で、政策「地球にやさしく住みよいまちにします」に関連して、施策「環境への負荷が少ないまちにします」の 5 つの指標のうち、「大気汚染常時監視測定局における二酸化窒素濃度」についてです。現状値 0.053ppm を 10 年後には 0.04 から 0.06ppm と目標値を設定していますが、あまりにも安易に設定すぎであり修正を求めておきます。

3 つめに、第 6 節「活力ある産業のまち」の中で、政策「産業を支え、活力のあるまちにします」に関して、施策「商工業が発展するまちにします」の 4 つの指標についてです。6 月に参考資料として配付された時点では、10 年後の目標値はそれぞれ、事業所数は 3000 事業所であったものが今回 4100 に、従業者数も 40000 人であったものが今回 50000 人に変更されていますが、今後の人口減少の予想を含め、10 年前に比べ事業所が 18%も減少してきた事実を検証するならば、違った目標の立て方にならざるをえないのではないのでしょうか。

第 4 に、今日の地方自治体を取り巻く状況と自治体の役割についてです。

地方自治体を取り巻く状況については、最初に少し申し上げましたが、今、民主党政権が進めているのは、地方向け補助金の一括交付金化と福祉分野を含めた国の最低基準の緩和・撤廃であります。補助金総額 21 兆円のうち、社会保障費が 14.8 兆円、教育関係費が 2.3 兆円で 8 割以上も占めています。9 割が法律で負担が義務づけられたものであります。ですから、全国知事会が「かつての三位一体の二の舞になることを強く懸念している」と表明しているが当然であります。地方自治体として、今日大事なことは、こうした国の地方分権の流れに組みせず、国に対して、住民福祉の機関としての地方自治体の機能と役割を取り戻す立場で発言するとともに、自らそのことを実践することではないのでしょうか。また公務の市場化がどんどん進んでいますが、市職員自らが集団として、自らの公務・公共サービスを見つめ直す学習や運動を市民とともに推進する中で、全体の奉仕者としての姿を追求されることをもとめ反対討論とします。